

# 橋本保健所庁舎清掃業務仕様書

- 1 事業年度 平成31年度
- 2 業務名称 橋本保健所庁舎清掃業務
- 3 業務履行の場所 橋本市高野口町名古曾927 橋本保健所庁舎
- 4 業務内容
  - (1) 橋本保健所庁舎の廊下（ホール、風除室含む。）、階段の除塵を1日1回行う。（掃除機等による除塵及び汚れが目立つ部分はモップ等による水拭きを行う。）
  - (2) 橋本保健所庁舎玄関まわりの掃き掃除を1日1回行う。
  - (3) 橋本保健所庁舎のトイレ・洗面所の清掃を1日1回行う。
    - ①床：全面拭き（ほうきで掃除後、水をまき、ブラシで磨く）
    - ②便器：洗浄（ブラシで掃除し、ぞうきんで拭く。汚れがひどい場合は適正な洗剤を用いて洗浄し、拭く。）
    - ③扉、壁、へだて（間仕切り）：部分拭き（壁は目の高さぐらいまで、ぞうきんで拭く。）
    - ④洗面台、水栓、鏡等：拭き（便器以外の備品、洗面ボールとその周辺及び鏡はぞうきんで拭く。）
    - ⑤汚物容器等：汚物収集（汚物入れ及びゴミ箱の内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。）
    - ⑥衛生消耗品：補充・交換（トイレットペーパー及び洗面所の液体石けんを補充する。）
  - (4) 橋本保健所庁舎の大会議室、福祉室、相談室、指導室、予診室の除塵及び部分水拭きを1月ごとに2回行う（掃除機等による除塵及び汚れが目立つ場合はモップ等による水拭きを行う。）。
  - (5) 湯沸室、洗濯室の除塵及び水拭きを1月ごと2回行う。流し台及びコンロ周辺の汚れの除去及び水拭きを行う。床はモップ等による水拭きを行う。湯沸室のゴミ箱の内容物収集は1日ごと1回行う。
  - (6) 庁内のゴミ箱と喫煙所の灰皿の清掃を1日ごと1回行う。
  - (7) バルコニーの拾い掃きを1年に3回行う。
  - (8) 建物外（駐車場、駐輪場、喫煙所）の拾い掃きを1週に2回行う。（原則月曜日・木曜日に行う。ただし、休日・雨天等の場合は翌日に振り替えることとする。）
  - (9) 敷地内の花壇の草引きを夏場を中心に1年に3回行う。
  - (10) 適宜、観葉植物等に水やりを行う。
  - (11) 上記業務を遂行する上で必要となる機材等は品質良好のもので有害であってはならない。また、それらの機材等（衛生消耗品は除く。）は受託者の負担で用意すること。ただし、施設に備え付けの清掃用具は使用することができる。
  - (12) 衛生消耗品（トイレットペーパー、液体石けん、トイレ洗剤）は委託者が提供する。

- (13) 上記業務は9時から17時45分の間に遂行すること。
- (14) 臨時に新たな清掃が必要となった場合は、その旨を総務健康安全課職員に報告し、指示を受けること。また、作業中に施設の破損、故障箇所、その他の異常を発見したときは、速やかに総務健康安全課職員に報告すること。
- (15) 衛生消耗品等については、在庫の状況を把握し、不足する場合は事前に総務健康安全課職員に報告すること。
- (16) 清掃業務により収集したごみは、分別の上、庁舎のごみ集積場所に搬出すること。

5 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く。）

6 報告等 業務実績報告書を作成し、総務健康安全課職員の確認を得ること。

#### 7 その他

- (1) 受託者は、業務実施に当たり事前に従事者の名簿及び実施計画表を提出するものとする。また、業務遂行時には名札を着用すること。
- (2) 総務健康安全課職員と十分連絡を取って業務を遂行すること。
- (3) 勤務状況不良、その他の理由により、従事者について総務健康安全課が不相当と認める場合は、従事者等の変更について協議できるものとする。
- (4) 本業務の遂行において、適用を受ける関係法令等及び総務健康安全課職員の指示を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (5) 受託者は、従事者の労働安全衛生に関する労務管理について、関係法令に従って行うこと。
- (6) 本業務の遂行において、受託者の責めに帰する理由により、庁舎施設又は職員若しくは第三者に損害を与えた場合には、受託者においてその損害を賠償するものとする。
- (7) その他必要な事項については、両者協議の上定めるものとする。

## 作業面積

### 【建物内】

1階	m <sup>2</sup>
男子トイレ	36.32
女子トイレ	
身体障害者用トイレ	
指導室	24.80
相談室	20.10
予診室	20.70
湯沸室	7.56
洗濯室	150.72
玄関ホール・廊下	
風除室	7.5
	267.7

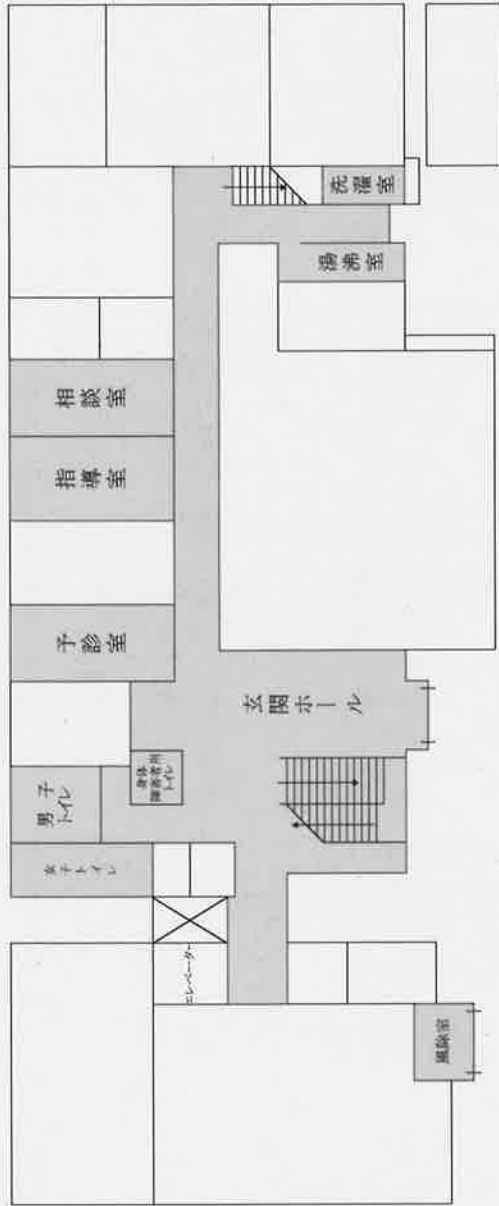
2階	m <sup>2</sup>
男子トイレ	36.03
女子トイレ	
身体障害者用トイレ	
大会議室	68.40
福祉室	20.35
バルコニー	41.04
廊下・階段	124.01
	289.83

### 【建物外】

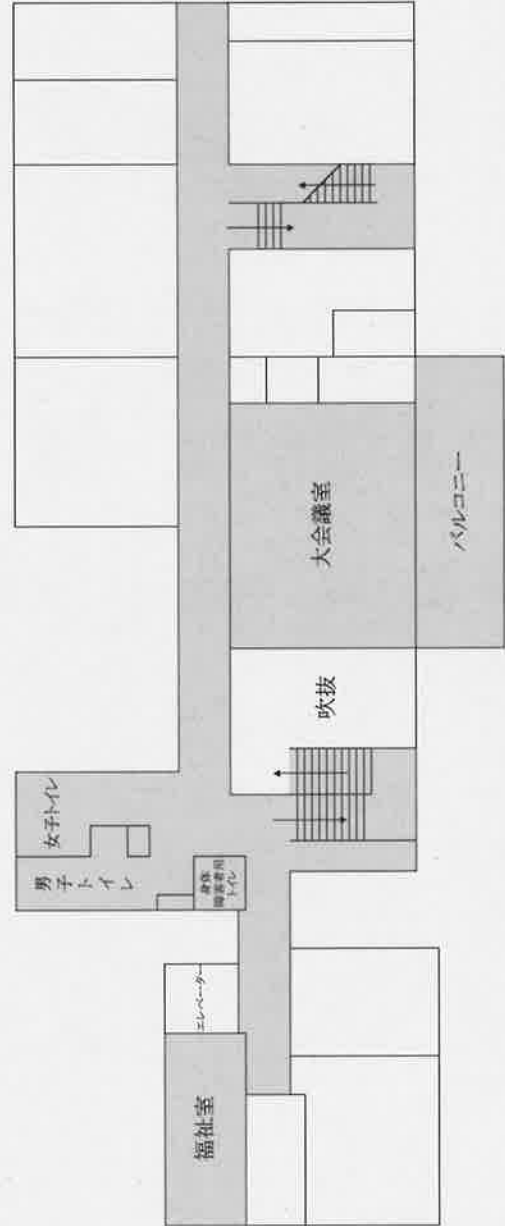
玄関まわり・庁舎前駐車場・駐輪場・喫煙所・花壇等 774.35 m<sup>2</sup>

道路南側公用車及び一般来客者駐車場 932.03 m<sup>2</sup>

※面積は概算



1階



2階